

東日本大震災の被災地で適用する森林整備保全事業標準歩掛について

東日本大震災の被災地（岩手県、宮城県及び福島県）においては、森林整備保全事業標準歩掛と施工実態の間で乖離が生じていることを踏まえ、「東日本大震災の被災地で適用する森林整備保全事業標準歩掛について」（平成25年9月12日付け25林整計第534号森林整備部長通知）により、1日当たりの作業量の補正及び間接工事費の補正の試行を行ってきたところであり、「東日本大震災の被災地で適用する森林整備保全事業標準歩掛について」（令和7年3月19日付け6林整計第633号林野庁森林整備部長通知）により、施工実態を踏まえて一部見直しを行い、令和7年度も継続して運用することとしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1 対象工事

福島県内で実施する工事で、令和7年4月1日以降に入札締切日を設定する工事

2 補正方法

間接工事費の補正

補正係数：「森林整備保全事業設計積算要領」等により各工種区分に従って対象額毎に求めた共通仮設費率及び現場管理費率に、それぞれ次の補正数を乗じるものとする。

共通仮設費：1.5 現場管理費：1.2

3 適用期間

令和8年3月31日までに入札締切日を設定する工事

お問合せ

関東森林管理局

森林整備部森林整備課	課長補佐	TEL：027-210-1184
計画保全部治山課	課長補佐	TEL：027-210-1190